て準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

四　前条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

［五～九　略］

2　［略］

（金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項）

第二百四十四条　［略］

2　法第六十三条の三第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条第八項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十八条第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3　［略］

（金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務の廃止等の届出）

第二百四十六条　法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

［号を削る。］

て準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

四　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

［五～九　同上］

2　［同上］

（金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項）

第二百四十四条　［同上］

2　法第六十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十八条第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3　［同上］

（金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務の廃止等の届出）

第二百四十六条　［同上］

［一・二　同上］

三　法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の二第三項第三号に該当する場合　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ　第二百四十一条の二第四号に該当する場合　次に掲げる事項

(1)　役職員に法令等に反する行為（適格機関投資家等特例業務に係るものに限る。以下この号において「事故等」という。）が発生した営業所又は事務所の名称

(2)　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

(3)　事故等の概要

ロ　第二百四十一条の二第五号に該当する場合　次に掲げる事項

(1)　事故等が発生した営業所又は事務所の名称

(2)　事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

(3)　事故等の詳細

(4)　社内処分を行った場合はその内容